組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案　新旧対照表

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（組織的な殺人等） 第三条　次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。 一～十二　〔略〕 十三　刑法第二百三十五条（窃盗）の罪　一年以上の有期拘禁刑 十四・十五　〔略〕 十六　刑法第二百五十六条第二項（盗品有償譲受け等）の罪　一年以上の有期拘禁刑及び五十万円以下の罰金 十七　〔略〕 ２　団体に不正権益（団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であって、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項及び第六条の二第二項において同じ。）を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号（第五号、第六号、第十三号、第十四号及び第十六号を除く。）に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。	（組織的な殺人等） 第三条　〔同上〕 一～十二　〔略〕 〔新設〕 十三・十四　〔略〕 〔新設〕 十五　〔略〕 ２　団体に不正権益（団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であって、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項及び第六条の二第二項において同じ。）を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号（第五号、第六号及び第十三号を除く。）に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。

（未遂罪）

第四条　前条第一項第七号、第九号、第十号（刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。）及び第十三号から第十五号までに掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。

（国外犯）

第十二条　第三条第一項第九号、第十一号、第十二号及び第十七号に掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項第一号に掲げる罪に係る同条の罪並びに第六条の二第一項及び第二項の罪は刑法第四条の二の例に、第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は同法第三条の例に従う。

別表第三（第六条の二関係）

一　〔略〕

二イ～ツ　〔略〕

ネ　刑法第二百三十五条の二（不動産侵奪）、第二百三十六条（強盗）、第二百三十八条（事後強盗）又は第二百三十九条（昏酔強盗）の罪

ナ・ラ　〔略〕

〔削る〕

三～九十三　〔略〕

（未遂罪）

第四条　前条第一項第七号、第九号、第十号（刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。）、第十三号及び第十四号に掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。

（国外犯）

第十二条　第三条第一項第九号、第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項第一号に掲げる罪に係る同条の罪並びに第六条の二第一項及び第二項の罪は刑法第四条の二の例に、第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は同法第三条の例に従う。

別表第三（第六条の二関係）

一　〔略〕

二イ～ツ　〔略〕

ネ　刑法第二百三十五条から第二百三十六条まで（窃盗、不動産侵奪、強盗）、第二百三十八条（事後強盗）又は第二百三十九条（昏酔強盗）の罪

ナ・ラ　〔略〕

ム　刑法第二百五十六条第二項（盗品有償譲受け等）の罪

三～九十三　〔略〕

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）（第二条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第三百五十条の二　〔略〕	第三百五十条の二　〔略〕
②　前項に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げる罪（死刑又は無期拘禁刑に当たるものを除く。）をいう。	②　〔同上〕
一　刑法第九十六条から第九十六条の六まで若しくは第百五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪、同法第百五十七条の罪、同法第百五十八条の罪（同法第百五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪又は同法第百五十七条第一項若しくは第二項の罪に係るものに限る。）、同法第百五十九条から第百六十三条の五まで、第百九十七条から第百九十七条の四まで、第百九十八条若しくは第二百三十五条の罪、同法第二百四十三条の罪（同法第二百三十五条の罪に係るものに限る。）又は同法第二百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十二条から第二百五十四条まで若しくは第二百五十六条第二項の罪	一　刑法第九十六条から第九十六条の六まで若しくは第百五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪、同法第百五十七条の罪、同法第百五十八条の罪（同法第百五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪又は同法第百五十七条第一項若しくは第二項の罪に係るものに限る。）又は同法第百五十九条から第百六十三条の五まで、第百九十七条から第百九十七条の四まで、第百九十八条、第二百四十六条から第二百五十条まで若しくは第二百五十二条から第二百五十四条までの罪
二　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第三条第一項第一号から第四号まで若しくは第十三号から第十六号までに掲げる罪に係る同条の罪、同項第十三号から第十五号までに掲げる罪に係る同条の罪の未遂罪又は組織的犯罪処罰法第十条若しくは第十一条の罪	二　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第三条第一項第一号から第四号まで、第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪、同項第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪の未遂罪又は組織的犯罪処罰法第十条若しくは第十一条の罪
三～五　〔略〕	三～五　〔略〕
③　〔略〕	③　〔略〕

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）（附則第二項関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（欠格事由） 第五十条の三　次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条第一項の認定を受けることができない。 一　この法律、有線電気通信法若しくは電波法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条若しくは第二百四十六条の二若しくは組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（第十四号に係る部分に限る。）の規定（次条第二号において「詐欺罪等」という。）により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二～五　〔略〕	（欠格事由） 第五十条の三　次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条第一項の認定を受けることができない。 一　この法律、有線電気通信法若しくは電波法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条若しくは第二百四十六条の二若しくは組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定（次条第二号において「詐欺罪等」という。）により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二～五　〔略〕